

2013年度活動方針

ハンセン病市民学会ニュースの最新号巻頭に全療協会長でありハンセン病市民学会の共同代表の一人である神美知宏氏は、ハンセン病問題の現在を「遠ざかっていく人間回復の道」という表題で端的に語っています。1951年に17歳で大島青松園に入所され、1960年に自治会役員になり、以来53年の間自治会活動の第一線に立ち続けて来られ、今なお全療協の会長として国に立ち向かっている方の思いを、私たちはどう受けとめたらいいのでしょうか。

1996年にらい予防法が廃止された時、ハンセン病被害者の方たちは将来をどう思い描いたことでしょうか。また、2001年ハンセン病国賠訴訟熊本地裁判決で勝訴した時、そして2009年ハンセン病問題基本法が施行した時、きっと何かが変わると期待をもったことでしょうか。国賠訴訟判決が確定した際にその期待は「人間回復」という言葉で語られましたが、その期待が今遠ざかりつつあると当事者運動の先頭に立っている人から語られるほど、ハンセン病問題の現実には厳しいものがあります。

たしかに、ハンセン病療養所を訪れる人の数は年々増えていますし、小さな歩みですが、2つの療養所の中に保育所ができ、1つの療養所の中に介護施設が建設されようとしています。またハンセン病市民学会が第9回を迎え、こうして全国から多くの皆さんが参加されています。その意味で、ハンセン病問題の理解者は増えていますし、時計の針は間違いなく前進しています。しかし、私たちが時間との競争を迫られながら、実現できていない課題も少なからず残っています。敢えて言えば、厳しい隔離と差別の中で長い人生を過ごさざるを得なかった方たちが人生の終末期に「それでも、この人生はよかった」と言える社会にすることが、私たちの責任であるはずで、今年、再び設立の場所で開催されることとなった交流集会において、改めてハンセン病市民学会の役割を確認したいと存じます。

9回目となる今年の交流集会は、一方でハンセン病問題の残された課題と療養所の現在を見据える企画を立てると同時に、他方でハンセン病研究の今を紹介するとともに特別企画としてハンセン病問題の思想的な意義を考える試みに取り組んでおります。

こうした問題意識の下にハンセン病市民学会9年目の課題を、以下、交流、検証、提言という3つの柱に沿って提案させていただきます。

1. 交流

1) 交流集会がこれまでもハンセン病市民学会の交流という課題をもっとも実現する舞台となってきました。今年の会場である熊本は、無らい県運動が引き起こした本妙寺事件、再審請求が取り組まれている菊池事件、黒髪小学校登校拒否事件、黒川温泉宿泊拒否事件など日本のハンセン病史の中に残る大きな事件が数々ある一方で、国賠訴訟熊本地裁判決が出されるなど、ハンセン病問題にとって重要な場所です。

2) 水俣に立地するチッソによって垂れ流された有機水銀中毒が引き起こした水俣病は世界に大きな教訓を發しました。しかしながら、肝心の日本では三権分立制度の下で公権的解釈を独占している最高裁の司法判断すら顧みない環境庁の硬直した姿勢によっていまだに最終解決に至っていません。

説経節というハンセン病と深い関わりのある中世に息づいた音曲で石牟礼道子作品を語って頂くという試みは、ハンセン病と水俣病の互いの深いところで結びついているものを感じてみようという試みです。熊本出身の後藤幸治さんにまったくの無償ボランティアで創作をして頂き、同様に水島結子さんにも加わって頂いております。

また、13日のオプション・バスツアー「水俣病の歴史を学ぶ旅」に多くの参加者がいらっしゃいますが、その際に訪れる水俣病資料館は本来月曜日閉館にも関わらず宮本勝彬水俣市長のご厚意によって特別に開館されることになっておりますし、語り部の方のお話も水俣病問題を考える大事な機会となることでしょう。

3) 2日目の「ハンセン病の歴史を巡るバスツアー」には定員を遥かに超える申込が殺到したために当初1台を予定していたバスを合計5台用意することになりましたが、菊池事件と深い関わりのある医療刑務所が急きょ訪問先に加わることになりましたし、本妙寺らい村跡地など、熊本に居住している人でもまず行くことない場所を巡る貴重な経験になると思います。

熊本ならではの交流が、この交流集会を通して実現できることを期待しています。

2. 検証

今年の交流集会では、全体集会第1部で熊本県の無らい県運動の検証を通して、戦前と戦後の無らい県運動を考えていくことにしていますが、いずれ「検証作業委員会」（座長：内田博文、徳田靖之、世話人：藤野豊、宮坂道夫）の作業がまとまりましたら成果を公表することになります。

また第2部では、邑久光明園、菊池恵楓園そして松丘保養園の3園を事例としてハンセン病療養所の医療と介護の体制と入所者の生活実態がいったいどのようになっているのか具体的な検証を行います。

検証はそれ自体が目的に留まらず、その検証を通して得られる成果が何かを考えることがとても重要です。今回の第1部と第2部の検証は無関係ではなく、第2部の表題としておりますように「私たちが再び加害者の立場に立たないために」ということが共通の目的となっております。

この成果が活かされるような活動がこれから求められます。

3. 提言

1) 昨年の全療協の定員確保を求めるハンスト・座り込み決議に対しては、ハンセン病市民学会は決議の行使を支援する立場ではなく、一貫して決議の実行が行われないうちに事態の解決を求めるという立場で提言をしてきました。

これは、ハンセン病市民学会という組織に求められているものは何なのかについて、組織委員会の中で真剣な議論が重ねられた結果の判断でした。今年も時宜に応じ、問題に応じて、ハンセン病市民学会の拠って立つ意義を常に考えながら、そうした提言をしていくことに致します。

2) また中期・長期の課題については、昨年も十分な取り組みができずに積み残しております

が、「資料館問題検討プロジェクト」と「啓発プロジェクト」については今年も前進があるように取り組んでいきたいと思います。

2013年5月11日